

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 高部 豊彦

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 森下 俊三

2. 申請年月日

平成20年4月23日(水)

3. 実施予定期日

認可後、平成20年4月1日(火)に遡及して適用。

4. 概要

平成20年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料設定のため、接続約款の変更を行うものである。

5. 経緯

1)平成20年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料については、平成20年1月9日にNTT東西から接続約款の変更認可申請が行われ、総務省においては、乖離額調整制度の扱い等について一部保留した形で、同月15日に情報通信審議会に諮問した。

2)その後、二度の意見招請手続及び接続委員会における審議を経て、平成20年3月27日、以下の二点が確保されることを要望する情報通信審議会の答申(以下「答申」という。)が行われた。

【答申抜粋】

総務省においては、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争の促進を図る観点から、以下の二点が確保されることを要望する。

①NTT東西に対して、別添1に記述した考え方(注:省略)に基づき、ダークファイバ需要予測を修正した上で加入光ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度に係る規定の修正を行うことを要請すること

②NTT東西に対して、上記①の修正を反映した接続約款の変更認可について、本件に係る要請後可及的速やかに補正申請を行うことを要請すること

3)これを踏まえ、同日付で、総務省は、NTT東西に対し上記①・②について要請を行ったところであり、NTT東西による本件申請(以下「補正申請」という。)は、これを受けて行われたものである。

II 主な変更内容

1. 概要

(1) 光信号端末回線伝送機能の接続料

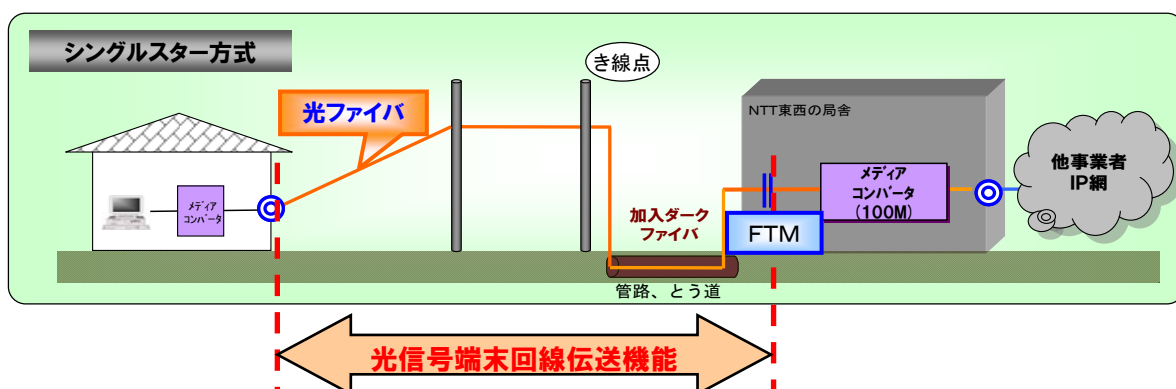
光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるものである。今回の補正申請案は、今年1月の申請案(以下「当初申請案」という。)と同様の算定期間(平成20年度から22年度)及び算定方式(将来原価方式)を採用しつつ、ダークファイバ需要予測を修正した上で接続料を再算定したものである。その結果は以下のとおりである。

(タイプ1-1)

	補正申請案	当初申請案	現行接続料
NTT東日本	4,610円(▲464円)	4,713円(▲361円)	5,074円
光ファイバ	4,261円 (▲266円)	4,359円 (▲168円)	4,527円
FTM	178円 (102円)	183円 (107円)	76円
加算料	171円 (▲300円)	171円 (▲300円)	471円
NTT西日本	4,932円(▲142円)	5,048円(▲26円)	東西均一接続料
光ファイバ	4,648円 (121円)	4,761円 (234円)	
FTM	119円 (43円)	122円 (46円)	
加算料	165円 (▲306円)	165円 (▲306円)	

※1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※上記のほかに、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。



➤ 接続料算定の概要

1) 需要の予測方法(光ファイバとFTM)

需要の予測は、①Bフレッツの稼働芯線数、②ダークファイバ(他事業者が利用する加入光ファイバ)の稼働芯線数、③専用線等の稼働芯線数、の3種類に分けて行っているが、①と③については、当初申請案と同一の芯線数を採用している¹。

②については、当初申請案では、Bフレッツの稼働芯線数に対する割合が、各年度ともに、平成18年度末の実績割合(東:約21%、西:約11%)と同じとなるように算定していたが、補正申請案では、答申等を踏まえ、以下のような考え方で見直しを行ったところである。

a) シェアドアクセス方式のダークファイバ需要(平成20年度～22年度)については、当初申請案における平成19年度末の予測芯線数をベースとして、他事業者のDSL接続需要の需要拡大期(3年間)における伸び率を適用して予測。

b) 具体的には、シェアドアクセス方式によるダークファイバの提供開始(東:H16.8、西:H16.10)以降、需要の拡大した期間(約2年間)が、DSLの提供開始時(H11.12)から同様に経過していると捉え、当該時点から3年間のDSLの接続需要の伸び率を適用して予測。

☞ 具体的な伸び率

- NTT東日本: 年平均132.5%(H13年第3四半期～H16年第3四半期)
- NTT西日本: 年平均196.9%(H13年第3四半期～H16年第3四半期)

c) なお、シングルスター方式のダークファイバ需要について、当初申請案と同様の考え方で芯線数を予測。

【NTT東日本】

■ 稼働芯線数

(単位:千芯)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①Bフレッツ	841	1,089	1,458	1,901	2,160	5,519
②ダークファイバ	173	221	309	452	646	1,407
シングルスター方式	143	192	261	341	387	989
シェアアクセス方式	30	29	48 (13)	112 (66)	260 (207)	420 (286)
③専用線等	176	175	175	175	175	525
合計	1,189	1,486	1,942 (13)	2,528 (66)	2,981 (207)	7,451 (286)

※()内は、当初申請案からの増加芯線数。

¹ ①については、まずBフレッツの各年度末の契約数を予測し、その上でその契約数に対しサービス提供するために必要な芯線数を算出するという過程を経て行い、③については、各年度ともに、平成18年度末実績の稼働芯線数と同一の芯線数として算定している。

※FTM分の接続料算出に用いる③の芯線数は、当初申請案と同様、平成18年度は188千芯、平成19年度以降は179千芯で、平成20年度から22年度の3年間合計では、537千芯。

【NTT西日本】

■稼働芯線数

(単位:千芯)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①Bフレッツ	920	1,228	1,486	1,840	2,338	5,664
②ダークファイバ	103	135	175	263	465	903
シングルスター方式	90	122	150	185	235	570
シェアアクセス方式	13	13	26 (12)	78 (61)	230 (208)	334 (281)
③専用線等	137	137	137	137	137	411
合計	1,160	1,499	1,798 (13)	2,239 (60)	2,939 (207)	6,976 (280)

※()内は、当初申請案からの増加芯線数。

※FTM分の接続料算出に用いる③の芯線数は、当初申請案と同様、各年度は141千芯で、平成20年度から22年度の3年間合計では、423千芯。

2)費用の予測方法(光ファイバとFTM)

費用は、当初申請案と同様、接続料規則の規定に基づき、①設備管理運営費、②他人資本費用、③自己資本費用、④利益対応税の合計額により算出した上で、施設設置負担金を支払う者が、光ファイバ分の接続料原価に加算料相当コストが含まれることにより二重負担となることを回避するため、加算料相当コストを光ファイバ分の接続料原価から控除する処理を行っている。

■NTT東日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	84,584	95,607	95,809 (631)	102,170 (1,577)	106,476 (3,063)	304,455 (5,271)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	21,569	24,983	27,803 (139)	30,657 (449)	32,773 (912)	91,233 (1,500)
③加算料相当コスト	3,371	4,278	3,804 (26)	5,007 (136)	5,936 (424)	14,748 (587)
④加算料相当コスト 控除後原価 (①+②-③)	102,782	116,312	119,808 (744)	127,820 (1,890)	133,313 (3,551)	380,940 (6,184)

※()内は、当初申請案からの増加額。

【FTM】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	4,723	4,536	4,340 (24)	4,283 (59)	4,274 (101)	12,897 (184)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	903	950	978 (3)	1,019 (9)	1,065 (16)	3,062 (28)
③原価(①+②)	5,626	5,486	5,318 (27)	5,302 (68)	5,339 (117)	15,959 (212)

※()内は、当初申請案からの増加額。

■NTT西日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	114,348	121,550	111,985 (537)	110,629 (1,620)	111,783 (3,748)	334,397 (5,905)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	20,333	22,194	22,483 (90)	22,540 (321)	23,117 (748)	68,140 (1,159)
③加算料相当コスト	3,254	4,257	3,445 (24)	4,318 (118)	5,706 (411)	13,470 (554)
④加算料相当コスト 控除後原価 (①+②-③)	131,427	139,487	131,023 (603)	128,851 (1,823)	129,194 (4,085)	389,067 (6,510)

※()内は、当初申請案からの増加額。

【FTM】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	3,915	3,578	3,161 (17)	2,874 (40)	2,705 (76)	8,740 (133)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	475	472	440 (0)	416 (5)	403 (8)	1,259 (13)
③原価(①+②)	4,390	4,050	3,601 (17)	3,290 (45)	3,108 (84)	9,999 (146)

※()内は、当初申請案からの増加額。

3)加算料コストの算定

加算料コストは、減価償却費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計額により算出し、当初申請案と同額のNTT東日本で171円、NTT西日本で165円(芯線/月)。

(2)光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるものであり、光ファイバ分の接続料原価に、光信号主端末回線に係る費用のみが含まれ、引込線に関する費用が含まれないことが光信号主端末回線伝送機能との相違となる。

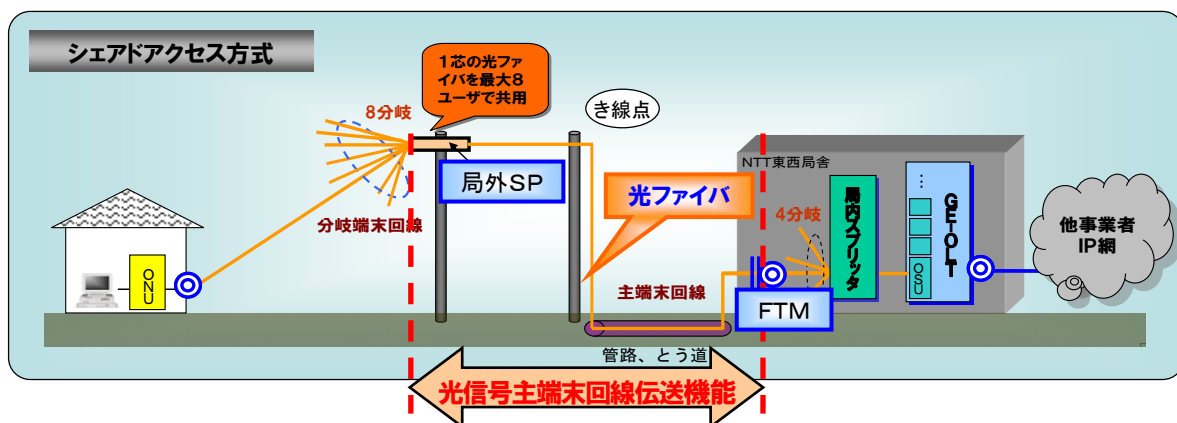
今回の補正申請案は、当初申請案をベースとして、ダークファイバ需要予測を修正した上で接続料を再算定したものであり、その結果は以下のとおりである。

(タイプ1-1)

	補正申請案	当初申請案	現行接続料
NTT東日本	4,260円(▲760円)	4,368円(▲652円)	5,020円
光ファイバ	3,721円 (▲163円)	3,823円 (▲61円)	3,884円
FTM	178円 (102円)	183円 (107円)	76円
加算料	149円 (▲255円)	150円 (▲254円)	404円
局外SP	212円 (▲444円)	212円 (▲444円)	656円
NTT西日本	4,522円(▲465円)	4,647円(▲340円)	4,987円
光ファイバ	4,037円 (153円)	4,158円 (274円)	3,884円
FTM	119円 (43円)	122円 (46円)	76円
加算料	143円 (▲261円)	144円 (▲260円)	404円
局外SP	223円 (▲400円)	223円 (▲400円)	623円

※1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※局外スプリッタ(8分岐)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。



➤接続料算定の概要

1)需要の予測方法(光ファイバとFTM)

光信号端末回線伝送機能と同一の方法に基づき芯線数を予測。

2)費用の予測方法(光ファイバとFTM)

費用予測も、基本的に光信号端末回線伝送機能と同一であるが、光ファイバ分については、引込線に係る費用を除いた費用で算定する点が異なる。なお、FTM分は、光信号端末回線伝送機能におけるものと全く同一であることから、ここでの記述は省略する。

■NTT東日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	73,781	83,374	81,787 (483)	86,619 (1,087)	90,423 (1,845)	258,829 (3,415)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	21,553	24,739	26,927 (116)	29,061 (351)	30,772 (614)	86,760 (1,081)
③加算料相当コスト	3,371	3,842	3,315 (1)	4,363 (90)	5,173 (338)	12,850 (428)
④加算料相当コスト 控除後原価 (①+②-③)	91,963	104,271	105,399 (598)	111,317 (1,348)	116,022 (2,121)	332,739 (4,068)

※()内は、当初申請案からの増加額。

■NTT西日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	102,247	107,818	97,667 (382)	94,628 (1,035)	92,835 (2,015)	285,130 (3,432)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	20,323	21,953	21,865 (71)	21,405 (234)	21,179 (461)	64,449 (766)
③加算料相当コスト	3,254	3,841	2,986 (0)	3,743 (78)	4,946 (325)	11,674 (402)
④加算料相当コスト 控除後原価	119,316	125,930	116,546 (453)	112,290 (1,191)	109,068 (2,151)	337,905 (3,796)

(①+②-③)

※()内は、当初申請案からの増加額。

3)加算料コストの算定

光信号端末回線機能で用いる加算料コスト(東:171円、西165円)に、光信号端末回線の接続料原価(光ファイバ分)に占める光信号主端末回線の接続料原価(光ファイバ分)の割合を乗じて算出するが、補正申請案では、当初申請案における当該割合が変更(東:87.7%→87.34%、西:87.33%→86.84%)されたため、NTT東日本で149円(▲1円)、NTT西日本で143円(▲1円)となっている。

2. 乖離額調整制度等

当初申請案では、算定期間(平成20年度～22年度)における原価の実績値と収入の実績値の差額について、次期以降の接続料原価に算入する「乖離額調整制度」が規定されていたが、補正申請案では、答申等を踏まえ、当該制度について以下のように修正したところである。

- 1) 乖離額調整制度の対象となる乖離額は、算定期間における予測費用と実績接続料収入の差額とし、当該額を次期接続料原価に算入する。この場合に、算定期間の最終年度(平成22年度)の収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定する。
- 2) 1)で算定した最終年度の収入と収入の実績値との差額については、次々期接続料原価に算入する。
- 3) 1)における乖離額調整により、接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、乖離額を複数の算定期間に分けて接続料原価に算入するなど、当該変動を緩和するための措置を講じる。

(参考)未利用芯線の検証

【利用芯線の割合】

	平成18年度実績	平成22年度見込み	
		当初申請案	補正申請案
NTT東日本	約34%	約52%	約55%
NTT西日本	約34%	約55%	約59%

※利用芯線には、保守用芯線を含む。

※現行接続料が設定された平成13年当時、NTT東西は、現行接続料の算定期間の終了年度である平成19年度には、利用芯線の割合は、現在(注:平成13年当時)のメタル回線並みの約6割になると想定して接続料原価を算定。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	本件申請は、機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	本件申請は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。